

身体的拘束を最小化するための指針

医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病院

第1条（目的）

身体的拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解するとともに、身体的拘束を最小化する体制を整備し、患者の人権を尊重するとともに、当院における医療・看護・介護サービスの充実を図ることを目的とする。

第2条（身体的拘束に該当する行為）

患者又は他の入院患者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の身体的拘束は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素を満たした場合であり、可能な限り実施しないための努力をする必要がある。

当院における身体的拘束とは、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動や行動の制限をいう。

身体的拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為には、以下のような行為（例）が挙げられる。

1. 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
4. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型拘束帯や腰ベルト等をつける。
5. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
6. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
7. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

ただし、他にも身体的拘束に該当する行為があることに注意する。

（厚生労働省 令和5年度身体拘束廃止・防止の手引きより抜粋、一部改編）

第3条（病院内における身体的拘束発生時の対策について）

当院の「医療安全マニュアル」や「行動制限を最小化する取り組み基準」等によって適切な対応および対策を行う。緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3要素を満たし以下の手順により実施する。

1. 他の代替策を検討する。
2. 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。事前に速やかに医師の判断を仰ぐ。
3. 事前もしくは速やかに、家族等に連絡をする。
4. 事前もしくは事後速やかに、医師・看護職員並びに医療ソーシャルワーカー等の多職種が参加するカンファレンスを開催し、「身体的拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、看護計画及びその他のサービス実施計画を作成する。
5. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その状況及び時間、その際の患者の心身の状況、緊急性等のやむを得なかった理由を記録する。また、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を検討する。

第4条（身体的拘束最小化チームの設置）

身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員等から構成されるチームを設置し、以下のことを検討する。

1. 患者に対する虐待、身体的拘束等に関する規定（マニュアル）等を周知するとともに活用状況から定期的に見直しを行う。
2. 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われている確認をする。
3. 虐待または身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討および対策を講じる。
4. 職員向け教育研修の企画・立案・実施
5. 日常的ケアを見直し、入院患者に対して尊重されたケアが行われているか検討する。
6. その他必要と認められる事項

第5条（薬物の適正使用およびその他の行動制限の最小化）

鎮静や行動抑制を主目的とした薬物（向精神薬等）の不適切な使用は、化学的拘束（ケミカル・レストレイント）につながる恐れがあるため、医師および薬剤師の連携のもと、薬物治療ガイドラインに沿った適正使用を徹底する。

用具を用いた身体的拘束以外の、患者の自由な行動を制限する行為（隔離、特定の場所への閉じ込め等）についても、その必要性を厳格に評価し、最小化に努める。

第6条（職員研修について）

1. 身体的拘束の最小化に関する研修会を年2回以上開催する。
2. 新規採用時には、研修を実施する。

第7条（指針の公開および見直し）

1. 本指針は、患者およびその家族がいつでも閲覧できるよう、院内の見やすい場所（掲示板等）や当院ホームページに公開する。
2. 本指針は、身体的拘束最小化チームによる実施状況の評価・分析結果（年1回以上の定期的な振り返り）に基づき、必要に応じて改訂を行う。

（附則）この指針は、令和6年6月1日から施行する

作成 2024年6月1日
見直し 2025年2月13日
改定 2026年6月1日